



◆お知らせ

- ・引揚者に対する通貨・証券の返還
- ・秋の花フェスティバル
- ・人権問題電話相談
- ・契約は慎重に!!

お知らせ

引揚者の皆さんへ
 終戦当時の引揚者に対しての通貨・証券の返還について

税関では終戦当時の引揚者からお預かりした通貨(紙幣)や証券などを返還していますので心当たりの方はお問い合わせください。

◎ 海外から引き揚げてこられた方が、上陸地の税関又は海運局などにお預けになった通貨や証券など

◎ 海外の引き揚げ終結地の総領事館でお預けになった通貨や証券など

※ ご本人のほか、ご家族からの問い合わせも受け付けています。

問い合わせ

松山税関支署
 ☎951-0301
 松山税関支署宇和島出張所
 ☎0895-22-1254
 (平日8時30分～17時)

高齢者・障害のある人の
 人権問題に関する
 12時間電話相談

相談内容

高齢者・障害のある人の扶養、介護、独居、社会参加など高齢者・障害のある人の人権問題に関するあらゆる相談(予約不要・無料・秘密厳守)

日時 9月30日(金)

午前9時～午後9時

電話番号

0120-025-550

(フリーダイヤル)

※ 携帯電話からの相談も可能
 相談担当者
 人権擁護委員

※ 弁護士資格を有する者含む
 法務局職員

主催

松山地方法務局
 愛媛県人権擁護委員連合会

秋の花フェスティバル
 のご案内

平成17年度農林参観デーの一環として、「秋の花フェスティバル」を開催します。ぜひ、ご来場ください。

テーマ

～育てよう

花と緑の

素敵なえひめ

展示内容

新しい花、珍しい花、趣味園芸展、押し花展など

行事内容

花の種やポット苗のプレゼント、花と緑の相談コーナー、フラワーデザイン体験教室、ふるさと市コーナー、バザー、花の名前当てクイズラリーなど

日時

10月1日(土) 9時～16時
 10月2日(日) 9時～15時

場所・問い合わせ

東温市下林甲2210-1
 愛媛県花き総合指導センター
 ☎964-5867

契約は慎重に!!

●契約について

高齢者が悪質な訪問販売業者により、高額な住宅リフォームの契約をさせられたり、若者がキャッチセールスなどにより、高額なアクセサリー購入やエステの契約をさせられたりするなどの消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルは、消費者が契約に関して十分に理解せず、業者の言われるがまま契約してしまうことが要因の一つとなっています。

●契約時のチェックポイント

①業者から契約書を渡されたか。②契約書の内容にすべて目を通したか。③業者の説明は信用できるか(不安を煽ったり、過度に商品の良さを強調する説明には注意)。④他の信頼できる業者と比較したか。⑤本当に必要な商品か。⑥一人で決めず、家族など身近な人に相談したか。⑦クレジット契約の支払額に無理はないか。

●うっかり契約してしまったら

一定期間内であれば、クーリングオフができたり、業者による嘘の説明などがあれば、契約の取消しを主張できたりしますが、一度結んだ契約は、簡単には取り消せないことを、十分に理解してください。

【消費生活に関する相談窓口】

役場産業課商工水産係 ☎985-4120
 松山地方局くらしの窓口 ☎946-3700